議案第3号

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月2日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

押印を求める手続の見直しに伴い、関係条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(瑞穂町一般職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 瑞穂町一般職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年条 例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の」を「別記様式による」に改め、同条の様式を 削る。

附則の次に次の1様式を加える。

別記様式(第2条関係)

宣誓書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重 し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的 に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公 正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

(瑞穂町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 瑞穂町固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第1 0号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項 とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第9条第2項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(瑞穂町立学校施設の使用に関する条例の一部改正)

第3条 瑞穂町立学校施設の使用に関する条例(昭和37年条例第 24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「使用する」を「使用すること」に改める。

第3条中「学校教育法(昭和22年法律第26号)第85条」を「学校教育法(昭和22年法律第26号)第137条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第44条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78号)第13条」に改める。

第6条第2号中「(昭和24年法律第207号)」を削る。別記様式中「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条

中瑞穂町立学校施設の使用に関する条例第1条の改正規定、第3条の改正規定及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。 (経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の瑞穂町立学校施 設の使用に関する条例別記様式による用紙で、現に残存するもの は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

瑞穂町一般職員の服務の宣誓に関する条例 新旧対照表

新

第1条 略

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において<u>別記様式による</u>宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

第3条 略

別記様式 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 ただし、第3条中瑞穂町立学校施設の使用に 関する条例第1条の改正規定、第3条の改正 規定及び第6条の改正規定は、公布の日から 施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正 前の瑞穂町立学校施設の使用に関する条例 別記様式による用紙で、現に残存するもの は、所要の修正を加え、なお使用すること ができる。

第1条 略

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において<u>次の</u>宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。

宣誓書 略

第3条 略

瑞穂町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

新 旧 第1節及び第2節 略 第1節及び第2節 略 第3節 審査の申出 第3節 審査の申出 (審査の申出) (審査の申出) 第4条 略 第4条 略 2及び3 略 2及び3 略 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人 が法人その他の社団又は財団であるとき は、代表者又は管理人、総代を互選したと きは総代、代理人によって審査の申出をす るときは、代理人)が押印しなければならな い。 4 略 5 略 <u>5</u> 略 6 略 第5条 略 第5条 略 第4節 審査の手続 第4節 審査の手続 第6条 略 第6条 略 (審査申出人の口頭による意見陳述) (審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 略 第7条 略 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作 2 書記は、前項の意見陳述について調書を作 成しなければならない。 成しなければならない。 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載 なければならない。 し、意見を聴いた委員及び調書を作成した 書記がこれに署名押印しなければならな V10 (1)から(3) 略 (1)から(3) 略 (口頭審理) (口頭審理) 第8条 略 第8条 略 2及び3 略 2及び3 略

-1-

ことができる。

4 委員会は、関係者に対しその請求により口 4 委員会は、関係者に対しその請求により口

頭による証言に代えて口述書の提出を許す

頭による証言に代えて口述書の提出を許す

ことができる。

5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載</u> しなければならない。

(1)から(3) 略

- 6 略
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載し</u> なければならない。

(1)から(5) 略

(実地調査)

- 第9条 書記は、実地調査について調書を作成しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載し</u> なければならない。

(1)から(4) 略

(議事についての調書)

- 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載し</u>なければならない。

(1)から(4) 略

第11条及び第12条 略

第5節 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

- 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を<u>記載</u> し、提出者がこれに署名押印しなければな らない。
 - (1)から(3) 略
- 6 略
- 7 書記は、口頭審理について調書を作成しなければならない。
- 8 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載</u> し、審理を行った委員及び調書を作成した 書記がこれに署名押印しなければならな い。

(1)から(5) 略

(実地調查)

- 第9条 書記は、実地調査について調書を作成 しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載</u> し、調査を行った委員及び調書を作成した 書記がこれに署名押印しなければならな い。
 - (1)から(4) 略

(議事についての調書)

- 第10条 書記は、前3条に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。
- 2 前項の調書には、次に掲げる事項を<u>記載</u> し、議事に関与した委員及び調書を作成し た書記がこれに署名押印しなければならな い。

(1)から(4) 略

第11条及び第12条 略

第5節 略

ただし、第3条中瑞穂町立学校施設の使用に 関する条例第1条の改正規定、第3条の改正 規定及び第6条の改正規定は、公布の日から 施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、この条例による改正 前の瑞穂町立学校施設の使用に関する条例 別記様式による用紙で、現に残存するもの は、所要の修正を加え、なお使用すること ができる。

瑞穂町立学校施設の使用に関する条例 新旧対照表

新

旧

(目的)

第1条 この条例は、瑞穂町立学校(以下「学校」という。)の施設を社会教育その他公 共のために<u>使用すること</u>について必要な事 項を定めることを目的とする。

第2条 略

(許可)

第3条 使用の申請があったときは、委員会 は学校教育法(昭和22年法律第26号)第137 条、社会教育法(昭和24年法律第207号)第4 4条及びスポーツ基本法(平成23年法律第78 号)第13条の規定に基づいて適否を決定し なければならない。ただし、法令に特別な 定めがあるときは、この限りでない。

第4条及び第5条 略

第6条 略

- (1) 略
- (2) 社会教育法に定める社会教育のために 使用するとき。
- (3) 略

第7条及び第8条 略

別表 略

別記様式 略

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行す る。ただし、第3条中瑞穂町立学校施設の 使用に関する条例第1条の改正規定、第3条 (目的)

第1条 この条例は、瑞穂町立学校(以下「学校」という。)の施設を社会教育その他公 共のために<u>使用する</u>について必要な事項を 定めることを目的とする。

第2条 略

(許可)

第3条 使用の申請があったときは、委員会 は<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第85条</u> の規定に基づいて適否を決定しなければな らない。ただし、法令に特別な定めがある ときは、この限りでない。

第4条及び第5条 略

第6条 略

- (1) 略
- (2)社会教育法(昭和24年法律第207号)に定める社会教育のために使用するとき。
- (3) 略

第7条及び第8条 略

別表 略

別記様式 略

	の改正規定及び第6条の改正規定は、公布	
	の日から施行する。	
	(経過措置)	
2	この条例の施行の際、この条例による改	
	正前の瑞穂町立学校施設の使用に関する条	
	例別記様式による用紙で、現に残存するも	
	のは、所要の修正を加え、なお使用するこ	
	<u>とができる。</u>	